

財務省告示第三百十二号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年十月二日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十月二十四日

財務大臣

中川 昭一

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （十年）	第八百二十	千六百七十 億円	百一円六十三銭九
"	第九百二十	千三百三十 億円	百一円三十八銭三
"	第一百八十	九百三十五 億円	百五円三十一銭七
利付国庫債 （二十年）	第三十一回	七十億円	百十六円四十二銭
"	第三十三回	四千億円	百十九円四銭六厘
"	第三十四回	三千四百二十 億四千万円	百十七円三銭四厘
"	第三十五回	十九億円	百十五円二十銭四
"	第三十七回	百三十五億 円	百十四円十一銭二
"	"	二十四億円	百十四円十二銭一
"	"	二十五億円	百十四円十五銭八
合計		九千四百三 十億四千万 円	